

5年ごと利差配当付一時払特別終身保険普通保険約款

改定後	改定前
<p style="text-align: center;">(途中省略)</p> <p>第19条 (返戻金の支払い)</p> <p>① 保険契約が解除されまたは解約 (一部解約 (第20条) を含みます。) された場合の返戻金は、その経過した年月数により計算します。</p> <p>② 保険契約者は、当会社の定める書類を提出して、返戻金を請求してください。<u>ただし、当社が書類の提出を免除すると認めた場合は、この限りではありません。</u></p> <p>③ <u>返戻金の支払いの場所と時期については、第8条 (保険金および給付金の支払いの場所と時期) 第①項の規定を準用します。この場合、第②項の規定により当社が書類の提出を免除すると認めたときは、「請求書類が当社に到達した日」を「当会社の定める方法により返戻金を請求する意思表示が当社に到達した日」と読み替えます。</u></p> <p style="text-align: center;">(以下省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p style="text-align: center;">(途中省略)</p> <p>第19条 (返戻金の支払い)</p> <p>① 保険契約が解除されまたは解約 (一部解約 (第20条) を含みます。) された場合の返戻金は、その経過した年月数により計算します。</p> <p>② 保険契約者は、当会社の定める書類を提出して、返戻金を請求してください。</p> <p>③ 返戻金の支払いの場所と時期については、第8条 (保険金および給付金の支払いの場所と時期) 第①項の規定を準用します。</p> <p style="text-align: center;">(以下省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>